



限度額適用認定証の準備が不要になりました！

💡 限度額適用認定証とは？

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

💡 何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。

これからは

「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

※ご加入されている医療保険がデータを登録していない場合には、これまでと同じ扱いとなります。

💡 医療機関・薬局に提供される情報は？

患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。

マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードを健康保険証としてご利用になれます。当院1階の1番総合受付にてお申し込みください。

マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーカードをお持ちでない方は、健康保険証の確認と合わせ、限度額認定の更新について確認させていただきます。お問い合わせは各担当者までお願いします。

入院: 病棟事務職員 外来: 1番総合受付

高額療養費制度 診療月毎(1日から月末まで)

対象者(70歳未満)		自己負担限度額(月額)	多数該当
区分ア	健保: 標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1%	140,100円
	国保: 年間所得901万円超		
区分イ	健保: 同53万~79万円	167,400円+(医療費-558,000)×1%	93,000円
	国保: 同600万~901万円		
区分ウ	健保: 同28万~50万円	80,100円+(医療費-267,000)×1%	44,400円
	国保: 同210万~600万円		
区分エ	健保: 同26万円以下	57,600円	
	国保: 同210万円以下		
区分オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

※70歳未満の自己負担限度額は①医療機関ごと②医科・歯科別③入院・外来別

対象者(70歳以上)		自己負担限度額(月額)		多数該当
		世帯単位(入外)	個人単位(外来)	
現役並所得Ⅲ	標準報酬月額83万円以上/ 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000)×1%		140,100円
現役並所得Ⅱ	標準報酬月額53万~79万円/ 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000)×1%		93,000円
現役並所得Ⅰ	標準報酬月額28万~50万円/ 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000)×1%		44,400円
一般	標準報酬月額26万円以下/ 課税所得145万円未満	57,600円	18,000円(年間上限 144,000円)	
低所得者Ⅱ	住民税非課税	24,600円	8,000円	
低所得者Ⅰ	住民税非課税/所得が一定以下	15,000円	8,000円	

※70歳以上の自己負担限度額は世帯単位(入院・外来含む)・個人単位(外来のみ)別

※多数該当とは直近1年間における4回目以降の自己負担限度額(月額)

- ◇注意事項
- ・交通事故、労災には適用できません。
 - ・医療費のみ対象となります。食料、個室料等は対象外です。